

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについて

埼玉県環境部

令和4年8月18日

令和3年度

第1回専門委員会（令和3年11月30日開催）

- 計画見直しの背景
国の動向、本県の温室効果ガス排出量や気候変動影響の状況
- 計画見直しの検討
改正の範囲や方向性、温室効果ガス排出削減目標設定の考え方

県政サポーターアンケートの実施（1月）

第2回専門委員会（令和4年3月18日開催）

- 改訂実行計画の温室効果ガス排出削減目標率の検討
2030BAU排出量の推計、削減見込量の見通し、削減目標率の目安

令和4年度

第1回専門委員会

- 改正実行計画の温室効果ガス排出削減目標率の設定
改正の方向性、2030BAU排出量の推計（再推計）、新たな削減目標率
- 施策実施目標設定の考え方

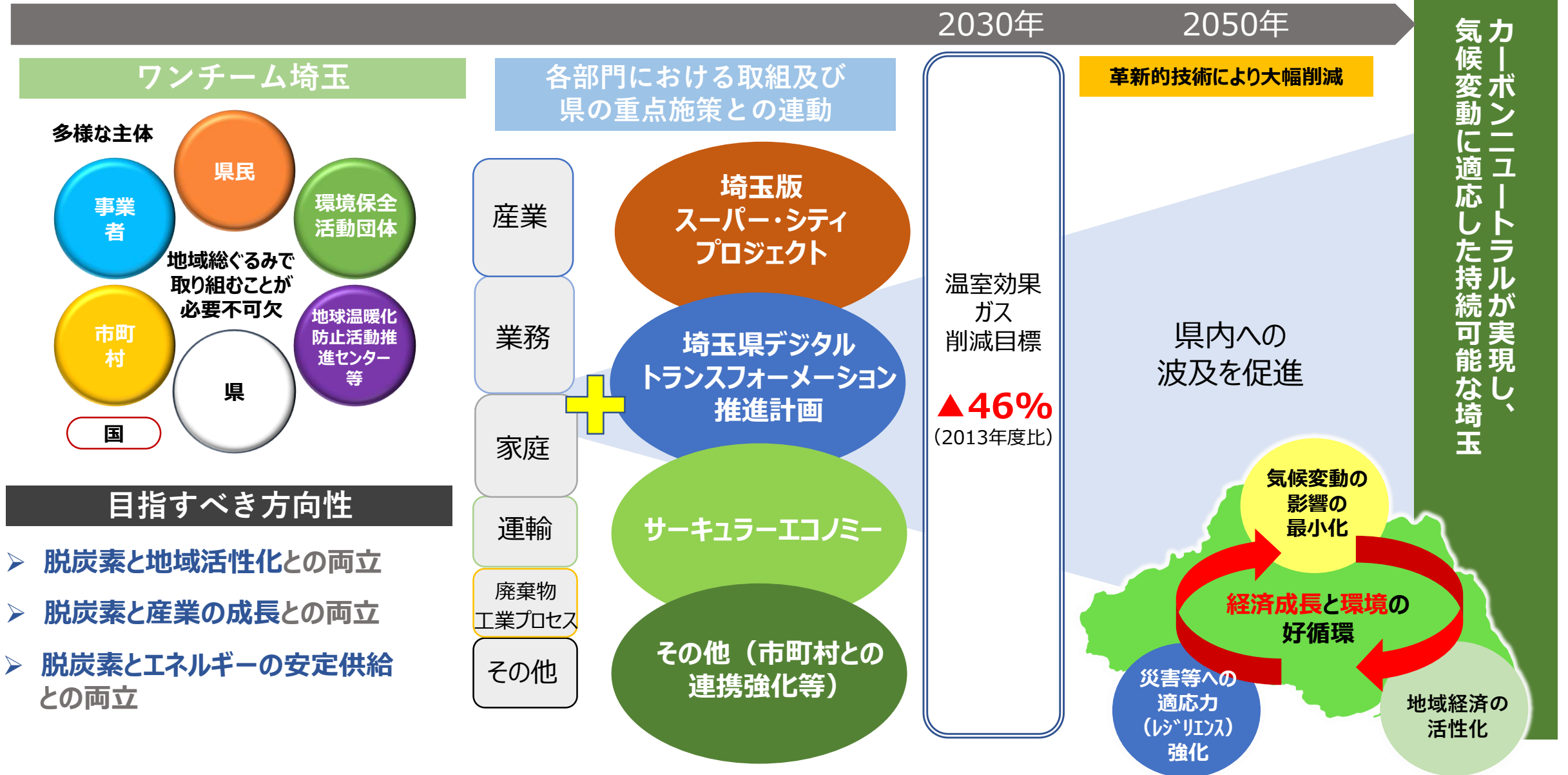
第2回専門委員会（今回）

- 改正実行計画（第2期）素案の検討
改正素案の概要、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準（都道府県基準）の考え方

- 1 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正の方向性**
- 2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案
- 3 今後のスケジュール（予定）

1 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正の方向性

2050年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップの全体像



目指すべき方向性

- 脱炭素と地域活性化との両立
- 脱炭素と産業の成長との両立
- 脱炭素とエネルギーの安定供給との両立

1 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正の方向性

新たな削減目標

2013年基準年度	2019年	～	2030年	2050年
4,697 (単位 万t-CO ₂)	3,957	(▲1,427)	2,530 (▲2,530)	実質 0

需要側の主な取組と温室効果ガス削減量の目安

2013年度比▲46%

新規・重点施策の取組や既存取組の強化

約▲700万t

- 埼玉版スーパー・シティプロジェクト
- 埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画
- サーキュラーエコノミー
- 市町村との連携強化等

※PT政策案の事業化検討中

現行計画の取組などの継続

- 目標設定型排出量取引制度 約▲100万t
- 環境に配慮した流域下水道の整備 ▲7.2万t
- 中・大型合併処理浄化槽への高効率設備導入 ▲0.8万t
- CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備・保全 ▲14.5万t (その他の取組例)
- 再エネ活用設備やコージェネなどの導入支援
- 省エネ性能の高い住宅の普及促進
- 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換
- EV・PHVの普及推進
- プラスチックごみの発生抑制
- 3Rによる廃棄物の減量化再生利用の推進
- フロン類の排出抑制

供給側削減

約▲700

需要側削減

約▲700

電力排出係数の改善

産業

521

業務

454

家庭

517

運輸

661

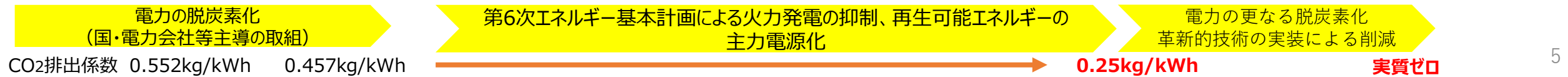
廃・工

278

その他

99

※部門別の排出量は目安



1 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正の方向性

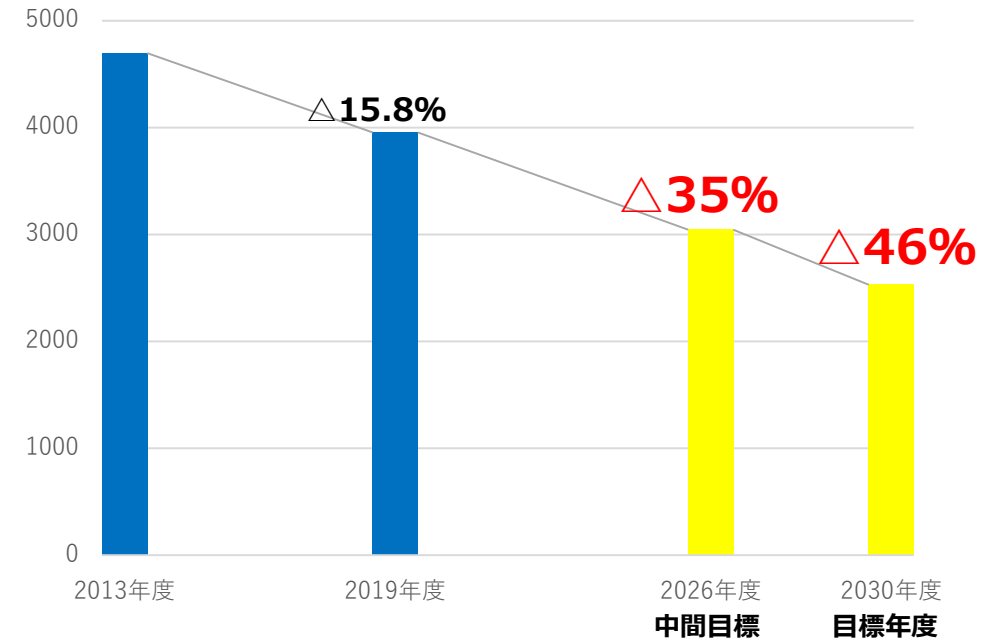
目標達成に向けたKPIの設定

目標 2030年度 Δ 46% (2013年度比)

中間目標 2026年度 Δ 35% (2013年度比)

電力排出係数を2019年度で固定した場合

Δ 25% (2013年度比)



施策のカテゴリごとに目標（施策実施目標）を設定し、進捗を把握

※施策名、KPIは例示

施策カテゴリ	指標	KPI
再エネの利用促進	<u>電気使用量に対する再エネ電力発電量の割合</u>	7.3% (2020年度) → 14.3% (2030年度)
事業者・住民の削減活動促進	<u>新車販売台数における電動車の割合</u>	39.9% (2019年) → 56% (2026年)
地域環境の整備	<u>森林の整備面積</u>	12,500ha (2022~2026年度累計)
循環型社会の形成	<u>一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量</u>	32g/人・日 (2020年度) → 27g/人・日 (2026年度)

※施策カテゴリ……地球温暖化対策推進法に基づくカテゴリ

- 1 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正の方向性
- 2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案**
- 3 今後のスケジュール（予定）

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案

現行実行計画の章立て



第1章 総論

第2章 地球温暖化の状況と取組

第3章 目指すべき将来像

第4章 温室効果ガス削減目標

第5章 地球温暖化対策（緩和策）

第6章 地球温暖化対策（適応策）

第7章 計画の推進・進行管理

改正の方向性

関係法令改正や国の改正計画、IPCC報告を踏まえて改正の趣旨を再整理

直近の気温等の状況や取組について、世界、日本、本県の視点から再整理

将来像は現行計画を承継。実現時期の前倒し、2050年CN実現の方向性

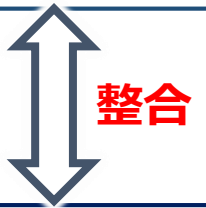
基準年度（2013）、目標年度（2030）を維持した上で、国の削減目標を踏まえた裏付けのある削減目標率を再設定

法改正に伴う「施策の実施に関する目標」について、国のマニュアルを踏まえて新たに設定

緩和策として新たな削減目標の達成に向け実効性ある効果的な対策を追加

適応策における気候変動影響評価見直しによる評価結果、方向性を見直し

計画の推進体制の強化やPDCAサイクルのうち特にチェック機能の強化



2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

(1) 計画策定の趣旨（第1章）

地球温暖化対策推進法改正や国の地球温暖化対策計画、IPCC第6次報告を踏まえて改正の趣旨を再整理

(2) 計画の位置付け（第1章）

- ①地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ②気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」
- ③環境基本計画における個別計画
（計画期間）2020年度～2030年度

（中間年度（2026年度）を目途に計画を見直し）

(3) 地球温暖化の状況と取組（第2章）

直近の気温等の状況や取組について、世界、日本、本県の視点から再整理

(4) 目指すべき将来像（第3章）

地球温暖化対策への国際的な取組や日本の取組を踏まえて、将来にわたって持続的な社会を作っていくために本県の目指すべき将来像を掲げ、**ワンチーム埼玉**で取り組む。（達成時期：2050年）

カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉

(5) 温室効果ガス削減目標（第4章）

2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比 **46%**削減（電力排出係数変動）

電力排出係数を令和元年度（2019年度）で固定（0.457kg-CO₂/kWh）とした場合、**2026年度に2013年度比で25%削減**

(6) 推進の方向性（第4章）

目指すべき将来像の実現に向けた施策を重点に進める。また、推進にあたっては地域活性化や県内産業の成長、エネルギーの安定供給等の諸課題の解決を見据え総合的に取り組む。

- ①脱炭素社会実現に向けた取組の推進
- ②気候変動への適応策の推進

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

（7）地球温暖化対策（緩和策）（第5章）

県の重点施策等と連動しながら、部門ごとの温室効果ガス排出量削減に関する取組を推進

（県の重点施策との連動）

埼玉版スーパー・シティプロジェクト、DX（デジタルトランスフォーメーション）、サーキュラーエコノミー など

（部門ごとの主な取組） ※（拡充）と記載の取組は、今後の予算措置等の状況により変更の可能性があります。

①産業・業務部門

- ・目標設定型排出量取引制度の推進
- ・中小企業における省エネルギー対策の促進（拡充） など

②家庭部門

- ・省エネ家電、省エネ設備の導入促進
- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換（拡充）
- ・ゼロエネルギー住宅（ZEH）の普及促進（拡充）
- ・エコリフォームの普及促進 など

③運輸部門

- ・次世代自動車の普及促進（EV・PHV）（拡充）
- ・公共交通機関や自転車利用の促進（拡充）
- ・交通安全施設の環境配慮（交通管制システムの整備、信号のLED化） など

④廃棄物部門、その他温室効果ガス

- ・廃棄物の減量化、再生利用の推進
- ・太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進（拡充）
- ・フロン類の排出抑制 など

⑤吸収源対策

- ・森林整備の推進、県産木材の利用促進
- ・身近な緑の創出、保全 など

⑥部門横断的対策

- ・太陽エネルギーの導入促進（太陽光発電、蓄電池）
- ・分散型エネルギーの効率的な利用の推進（拡充）
- ・環境教育の推進、環境活動の促進
- ・脱炭素社会をリードする産業の育成 など

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

（8）施策別実施目標（第5章）

新

本県の地域特性を踏まえるとともに、県、市町村、県民、事業者等で共有できる**施策別実施目標を新たに設定** 【例示】

施策カテゴリ	指標	目標		
		現状値	→	目標値
再エネの利用促進	電気使用量に対する再エネ電力発電量の割合	7.3% (2020 (令和2) 年度)	→	14.3% (2030 (令和12) 年度)
事業者・住民の削減活動促進	新車販売台数における電動車の割合	39.9% (2019 (令和元) 年)	→	56% (2026 (令和8) 年)
	環境SDGs 関連セミナーの参加企業数 (累計)	80社 (2020 (令和2) 年度)	→	780社 (2026 (令和8) 年度)
	県産木材の供給量	96,000m ³ (2020 (令和2) 年度)	→	120,000m ³ (2026 (令和8) 年度)
地域環境の整備	森林の整備面積	12,500ha (2022 (令和4) ~2026 (令和8) 年度の累計)		
	埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0市町村 (2020 (令和2) 年度末)	→	46市町村 (2026 (令和8) 年度末)
	地域公共交通計画の策定市町村数	19市町村 (2020 (令和2) 年度末)	→	42市町村 (2026 (令和8) 年度末)
	身近な緑の創出面積	250ha (令和4~8年度の累計)		
循環型社会の形成	一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	32g/人・日 (2020 (令和2) 年度)	→	27g/人・日 (2026 (令和8) 年度)
	産業廃棄物の最終処分量	14.3万 t (2020 (令和2) 年度)	→	14.8万 t (2026 (令和8) 年度)
	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	544g/人・日 (2020 (令和2) 年度)	→	428g/人・日 (2026 (令和8) 年度)

全ての指標を中間年度2026年（令和8年）に見直し予定

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

(9) 地球温暖化対策（適応策）（第6章）

（適応策の方向性）

- ・気候変動の影響発生程度や影響の大きさを評価し、適応策を進める。
- ・**実行計画改正に合わせて、「地球温暖化対策(適応策)の方向性」の見直しを行う。**

（主な取組）

①農業（水稻）

- ・遺伝子診断技術を活用した品種の育成 など

③暑熱（熱中症）

- ・熱中症情報の迅速な提供方法の検討（アプリを活用した情報提供等） など

②河川（洪水、内水）

- ・公共下水道（雨水）整備の促進 など

④県民生活・都市生活（暑熱による生活への影響）

- ・住宅におけるヒートアイランド対策の促進 など

(10) 計画の推進・進行管理（第7章）

①PDCAサイクルに基づく進行管理

毎年、温室効果ガスの排出状況や取組の進捗状況などを把握し、PDCAサイクルに基づいて計画を推進する。**また、庁内推進委員会等を改組し進行管理の実効性をより向上させる。**

②対策関連指標を活用した進捗状況の評価

埼玉県5か年計画や環境基本計画に掲げられた温暖化対策に関連する指標（対策関連指標）の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用する。

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

③地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準

市町村が定める地域脱炭素化促進事業の対象区域（促進区域）に関する県としての基準を設定

《地域脱炭素化促進事業制度とは》

市町村が、国や都道府県の環境保全に係る基準に基づき促進区域を設定し、その区域において地域と共生する再エネ事業の導入を促進する制度。促進区域の設定について、環境省令で全国共通の基準を定めているほか、都道府県が地球温暖化対策実行計画において地域の自然的・社会的条件に応じた基準を定めることができる。

埼玉県基準の考え方（案）

太陽光発電施設の乱開発問題が顕在化していること、本県における再エネのポテンシャルの大部分が太陽光であることなどを考慮し、県としての基準を設定する。

（対象施設）太陽光発電施設

（考 え 方）以下の①～③を踏まえて県の基準を設定

- ① 国の環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）
- ② 埼玉県太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（ひな形）
- ③ 市町村からの意見

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案

③地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準 埼玉県基準の対象となる区域案 ※（ ）内は根拠法令

県水源地域保全条例で定める水源地、水源保護地域（県水源地域保全条例）	国立／国定公園区域（自然公園法）
砂防指定地（砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例）	県立自然公園の特別地域（自然公園法、埼玉県立自然公園）
急傾斜地崩壊危険地区（急傾斜地法）	風致地区（都市計画法）
地すべり防止区域（地すべり等防止法）	特別緑地保全地区（都市緑地法）
土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）	河川区域、河川保全区域、河川予定地（河川法）
保安林（森林法）	土砂搬入禁止区域（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例）
生息地等保護区（種の保存法）	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
希少野生動植物保護区（埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例）	農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地（農地法）
ラムサール条約湿地（ラムサール条約）	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護管理法）	各景観行政団体の景観形成重点地区（景観法）
希少野生動植物保護区（埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例）	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物（文化財保護法）
県自然環境保全地域の特別地区、県自然環境保全地域の野生動植物保護地区（埼玉県自然環境保全条例）	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡（埼玉県文化財保護条例）

- 1 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正の方向性
- 2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案
- 3 今後のスケジュール（予定）

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年度

策定業務	2030BAUの再算定	実施目標の検討・設定	計画案の作成	3月 改正
	削減量の算出			
庁内	5/17 知事トップ による会議	庁内推進委員会、幹事会での検討・共有		
		施策案の検討		
専門委員会	● 第1回開催 (6/15)	● 第2回開催 (8/18)	● 第3回開催 (10月)	● 第4回開催 (3月)
審議会		第1回：BAU・削減量検討 第2回：素案の検討 第3回：大綱案の検討 第4回：施策実施状況報告	● 環境審議会諮問（11月）	● 環境審議会答申（2月）
県民			● 県民コメント（12月）	

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.6.15開催 令和4年度第1回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
1. 県独自対策について、対策は行うが効果を検証しない、というふうに読めるのが気になる。	目標値の数字での上乘せが困難という意味であり、検証しないという意味ではない。現状でも施策進捗の検証は行っており、今回の計画改正で設定する施策実施目標についても検証を行っていく。
2. 埼玉県が目指す4.6%という数字の意味付けや背景説明を、前段にしっかりと記載する必要がある。	国や県が4.6%削減目標を掲げた背景及び当該数値目標が「極めて野心的」であることを記載（改正素案「第1章 総論」、「第2章 地球温暖化の状況と取組」、「第4章 温室効果ガス削減目標」）
3. 現在の電力需給ひっ迫の状況やエネルギー価格の高騰は、中期的に継続する可能性が高い。足下のエネルギー安全保障上の課題も同時に解決しなければならないという社会情勢をどのように示すのかが大事なことはないか。	施策追加の視点のひとつとして「脱炭素とエネルギーの安定供給との両立」を盛り込んでいる。
4. DX（デジタルトランスフォーメーション）による温室効果ガス排出量の削減効果は、（公財）地球環境産業技術研究機構（RITE（ライト））で試算を始めており、デジタル技術による効率化が脱炭素化につながるという分析が蓄積されつつあるので、参考情報として示すとよい。	ご紹介いただいたRITEの文献を参考にさせていただくほか、DXによる温室効果ガス排出積量削減効果について引き続き情報収集に努める。
5. 国が最近取りまとめた「グリーンエネルギー戦略」の中間整理では、DXからGX（グリーントランスフォーメーション）に変わっている。国の政策の動向と、それに対する埼玉県の考え方を示すことも大切である。	国の動向を注視しつつ、御意見を踏まえて県施策に取り組む。
6. 脱炭素対策や適応策が、県民の安全安心な暮らしやリスク回避に直結する問題だということを強調していただきたい。	改正計画に反映（改正素案「第3章 目指すべき将来像」）

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.6.15開催 令和4年度第1回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
7. 需要側対策における政策のリードの必要性を、施策追加における考え方に盛り込んでいただきたい。	施策の検討及び追加に当たり、御意見を踏まえる。
8. 建築物への対策では、県産木材の活用やLCCM住宅の普及を強力に進め、低炭素化ではなく脱炭素化を目指していただきたい。	御意見を踏まえて県施策に取り組む。
9. 県が独自施策を講じれば、国の削減見込量から按分で求めた県の削減見込量への上乗せが一定程度見込めるのではないか。県の独自施策により見込める削減量を上乗せすべきではないか。	本県独自施策・取組の削減効果を定量化して推計に上乗せすることは困難であるが、本県が独自施策・対策を講じることで、国の計画を踏まえた本県削減見込量の着実な削減達成を目指す。
10. 「その他温室効果ガス」や「吸収源」の対策についても具体的に教えていただきたい。	計画素案を御参照 (第5章 地球温暖化対策「緩和策」)
11. 運輸部門で実現可能な削減を考えるのであれば、大型、中型、小型と台数を分けて、転換可能なのはどこなのかを考慮して目標数を立てないと実現が難しい。	自動車地球温暖化対策計画を策定する事業者のうち、自動車を200台以上使用する事業者には、令和6年度末までに低燃費車を40%以上導入する義務を課している。この制度の中で、事業者の負担が過大にならないよう考慮しながら検討していく。
12. 中小企業が混乱しないよう、親会社がサプライヤーに示す目標値と県の目標値との整合性をきちんと説明しておいた方がよい。	県施策において企業に目標値を示す場合には、整合性にも配慮するよう努める。
13. 埼玉県の産業構造や気候の違いで、家庭部門や業務部門に対するポテンシャルが大きく変わってくる。この点を加味した数値目標もしくは政策のあり方を考える視点が重要である。	本県の地域特性を踏まえた指標設定の視点を施策実施目標の設定に盛り込んでいる。

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.6.15開催 令和4年度第1回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
14. 46%削減目標は、国の電力排出係数の低下による削減量と省エネ対策による削減目標量を分けて記載し、実際の増減率を数字で把握できるようにしていただきたい。	今回会議において御説明
15. 指標化においては、例えばEVやZEH・ZEBについては2030年までにできる人たちは限られている。モチベーション低下のミスリードとならないよう、実際にどのような省エネ等の取組を行ってもらいたいかを区分して明記する必要がある。	今回会議において検討 (第5章 地球温暖化対策 (緩和策))
16. 企業の働き方改革でテレワークが増えており、夏の家庭でのエアコン使用量が増える可能性がある。一方で、企業はオフィスの集約化を図っている。これらの影響を部門別排出量に入れ込んでいく必要があるのではないか。	COVID-19の流行に伴う働き方改革がエネルギー消費量に与えた影響については、直近の統計データが十分に揃っていないこともあり、定量的な評価が困難な状況にある。まずは情報収集と効果検証を行う必要がある。
17. ボトムアップ的に県の対策を積み上げた時に、46%が本当に実現可能な削減量なのかという疑問が残る。普及率などの県民目線と組み合わせた指標設定の議論が必要である。	今回会議において検討 (第5章 地球温暖化対策 (緩和策))
18. 資料23ページの削減量は、この表にもう一列加えて国の部門別の削減目標率を記載し、その削減目標率を県の2013年度の基準値に掛けた結果がこれである、という丁寧な説明が必要ではないか。	本県の部門別削減目標率は、国の計画に掲げる各対策から各種統計データ等を参考に推計したものであるため、国と県の部門別削減目標率は異なる。
19. 県が他の地域を支援し、国全体あるいは世界全体の排出量の吸収に貢献していくことを考えてもよいと思う。再エネの話と排出量の吸収の視点を是非踏まえていただきたい。	計画案の中で検討 (第5章 地球温暖化対策 (緩和策))

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.6.15開催 令和4年度第1回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
<p>20. 系統電気の再エネは国の電力排出係数の低下による排出削減量に含まれるため、再エネの導入促進による県内の削減効果とダブルカウントしないように。県内での再エネ導入による削減効果は自家消費相当量になるため、自家消費量をどの程度見込むのかを取組効果として見える化すべきである。</p>	<p>現時点では再エネ導入による自家消費量を把握できないため、削減効果のダブルカウント（二重算定）はないが、再生可能エネルギーの普及拡大を進めるに当たって、再エネ自家消費量の把握に向けた検討を進めていきたい。</p>
<p>21. 再エネ導入による削減効果の二重算定を避けること、県のエネルギー的なレジリエンスを上げるという観点から、再エネの効果算定は県内消費を前提とした方がよい。電力排出係数は、東京電力の自主努力によって前提としている0.25kg-CO2/kWhまで下げていただくとして、計算上の区分けを明記してはどうか。</p>	
<p>22. 建築物の省エネの普及率など、国の施策に掲げた目標でも、県として国が要求している水準までできているかどうかを把握するという意味で、県としてのKPIを設定していく。それにより削減見込量にどこまで近づいているかということ測定できるような指標の設定が望ましい。</p>	<p>今回会議において検討（第5章 地球温暖化対策（緩和策））</p>
<p>23. 施策実施目標の設定は、なるべく幅広く拾って、きめ細やかな進捗管理ができるようにしていただきたい。ZEB・ZEHのような限られた人ができるものだけでなく、多くの県民が取り組める対策に関する指標も入れていく必要がある。</p>	<p>今回会議において検討（第5章 地球温暖化対策（緩和策））</p>
<p>24. 県内には下水道が普及していないエリアに多くの汲取便槽があり、その温室効果ガスへの影響や、温暖化に伴い多発が予想される水害時の衛生管理が懸念される。県の考えを示すべきだと考える。</p>	<p>御意見を踏まえて県施策に取り組む</p>

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.6.15開催 令和4年度第1回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
25. 新築住宅への支援だけではなく、二重窓への改修など既存住宅の断熱対策について県民への啓発や支援を行うと対策が進むのではないかと。	御意見を踏まえて県施策に取り組む
26. 環境に配慮しながら、あるいは地域環境と調和しながら再エネを拡大していく視点を強調したい。	地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー導入を促進する旨、記載 (改正素案「第3章 目指すべき将来像」「第4章 温室効果ガス削減目標」、「第7章 計画の推進・進行管理」)
27. 環境に配慮した消費を促していくような施策も必要。中小事業者に対しては、ESG投資の考え方も重要である。	計画案の中で検討 (第5章 地球温暖化対策 (緩和策))
28. 埼玉県独自の気候要因や、近年、自然災害や健康被害が増えていることも踏まえて、適応策と緩和策とを絡めた対策があった方がよいのではないかと。	御意見を踏まえて県施策に取り組む
29. 熱中症の増加は、要因として気候変動も大きいと、都市化も影響している。原因背景の説明は、科学的な視点も含めて丁寧に行っていただきたい。	御意見を踏まえて対応する
30. できれば5年に1回程度のスパンで、環境科学国際センターを中心に地域の温暖化レポートを作成してはどうか。科学的な温暖化の影響評価を地域レベルで行い、それを基に適応、いわゆる順応的管理をしていく、まさに地域の状況に合わせて適応策を展開する、あるいは必要に応じて緩和策にその科学的知見を反映していくレポートがあると良い。	地域の気候変動影響はさまざまな分野にまたがっており、環境科学国際センターの人材のみで影響評価を幅広く行うことは困難である。県として重点的に取り組むべき課題が明確になれば、その部分について限定的に影響評価を行い、レポートにまとめることも検討していく。